

「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」（平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（目的及び定義） 第1 [略] 2～4 [略] 5 次の植物は前項の植物（別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。）と同等とみなすものとする。 （1）規則別表1の2の3の項から9の項までの植物の欄に掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの （2）規則別表1の2の10の項及び19の項から23の項までの植物の欄に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの （3）規則別表1の2の1の項、2の項、11の項から18の項まで及び24の項の植物の欄に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの 6・7 [略] 8 規則別表1の2の3の項から9の項までの植物の欄に掲げる生植物の地下部であって、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、検疫措置要求植物に該当する。 9 規則別表1の2の1の項から9の項まで及び11の項から18の項までの植物の欄に掲げる生植物並びに規則別表2の2の6の項から12の項まで、15の項、18の項、19の項、21の項及び32の項の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これらの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。</p>	<p>（目的及び定義） 第1 [略] 2～4 [略] 5 次の植物は前項の植物（別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。）と同等とみなすものとする。 （1）規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの （2）規則別表1の2の10の項及び19の項から23の項までに掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの （3）規則別表1の2の1の項、2の項、11の項から18の項まで及び24の項に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの 6・7 [略] 8 規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる植物であって、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、検疫措置要求植物に該当する。 9 規則別表1の2の1の項から9の項まで及び11の項から18の項までに掲げる植物並びに規則別表2の2の6の項から12の項まで、15の項、18の項及び21の項に掲げる植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これらの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。</p>

別記（第2関係）

栽培地検査に関する輸出国への要求事項

検査対象有害動植物	要求事項
1～19 [略]	[略]
20 <i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>stewartii</i> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	[略]
21～24 [略]	[略]

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検査対象有害動植物	要求事項
1～18 [略]	[略]
19 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	<p>(1) 種子について 次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>ア 採種用の親植物について、本細菌に有効な方法で消毒された種子又は本細菌に侵されていないことが確認された種子から生産され、<u>ほ場（栽培施設を含む。）</u>で収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検定を含む。）を行うこと。</p> <p>イ 栽培検定又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子的手法による検定を行うこと。なお、検定は、国際種</p>

別記（第2関係）

栽培地検査に関する輸出国への要求事項

検査対象有害動植物	要求事項
1～19 [略]	[略]
20 <i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	[略]
21～24 [略]	[略]

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検査対象有害動植物	要求事項
1～18 [略]	[略]
19 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	<p>次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(1) 採種用の親植物について、本細菌に有効な方法で消毒された種子又は本細菌に侵されていないことが確認された種子から生産され、収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検定を含む。）を行うこと。</p> <p>(2) 種子について、栽培検定又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子的手法による検定を行うこと。なお、検定は、国</p>

	<p>子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した30,000粒について行うこと。</p> <p>(2) <u>生植物について</u></p> <p><u>以下のいずれかの種子であって本細菌に侵されていないことが確認されている種子から生産され、本細菌の汚染防止措置が行われているほ場（栽培施設を含む。）で栽培されたものについて、当該植物が輸出される前に、病徴の有無の検査を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p> <p><u>ア 採種用の親植物について、ほ場（栽培施設を含む。）で収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検定を含む。）を行った種子</u></p> <p><u>イ 栽培検定又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子的手法による検定を行った種子</u></p>		<p>際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した30,000粒について行うこと。</p>
20～26 [略]	[略]	20～26 [略]	[略]
27 削除	削除	27 <u>Mexican papita viroid</u>	<p><u>生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p>

28 [略]	[略]
29 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> (トマト退緑萎縮ウイルスイロイド)	
30 [略]	
31 [略]	[略]
32 <i>Peronospora chlorae</i>	<p>(1) 種子について <u>採種用の親植物について、本菌の発生がない状態が維持されている地域（ほ場及び栽培施設を含む。）として輸出国植物検疫機関が指定する地域で栽培されたことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p> <p>(2) 生植物について <u>本菌の発生がない状態が維持されている地域で栽培された親植物から採種された種子から生産され、本菌の発生がない状態が維持されている施設として輸出国植物検疫機関が指定する栽培施設で次の措置を行って栽培されたものについて、未使用の又は60℃以上で30分間以上熱処理された培養資材が使用されていることを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> ア 栽培施設及び栽培に用いる器具の消毒 イ 生育期中の薬剤散布</p>

28 [略]	[略]
29 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>	
30 [略]	
31 [略]	[略]
[新設]	[新設]

附 則

(施行期日)

この改正は、令和 2 年 1 月 29 日から施行する。